

有事法案
審議入り

「協力は強制せず」

国民の対応で井上担当相

有事7法案のポイント

国民保護法案

- 国は国民保護の基本指針を策定。知事は自衛隊派遣要請
- 国は警報を発令。首相は指示が適切に行われない場合は是正
- 知事は救援のため医薬品、食品の保管を命令。土地、家屋を使用
- 指定行政機関の長は原子力事業者らに施設の使用停止命令
- 物質保管命令などに従わない者に刑罰
- 大規模テロ発生事態に必要な措置

米軍支援措置法案

- 首相は米軍に自衛隊の物品、役務を提供。米軍に供用する土地、家屋は期間を定めて使用

外国軍用品海上輸送規制法案

- 防衛庁長官は領海、周辺公海で海上自衛隊に停船検査などを命令。合理的な限度で自衛官の武器使用を容認

自衛隊法改正案

- 自衛隊から災害対策、在外邦人輸送を行う米軍への物品役務提供

特定公共施設利用法案

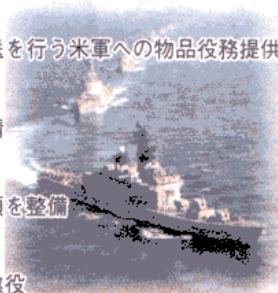
- 首相は港湾や空港の優先利用を要請

捕虜取り扱い法案

- 捕虜の拘束、抑留などに必要な事項を整備

非人道的行為処罰法案

- 文民の出国を妨げると3年以下の懲役



国民保護法案など有事関連七法案は十三日午後の衆院本会議で趣旨説明と質疑が行われ、審議入りした。井上喜一有事法制担当相は国民保護法案に関し、武力攻撃事態や緊急対処事態での国民の対応について「基本的人權が最大限に尊重されることは当然だ。国民の協力は自発的意思に委ねられており、行政側からの協力要請に強制されるべきものではない」と強調した。

与党と民主党が基本合意した緊急事態基本法の制定については「政府と与野党間の論議を見守りながら必要な検討を行いたい」と述べた。

また、井上担当相は、交通事情など地域の特性に対する配慮について「都道府県、市町村が策定する国民保護計画で定める」と述べ、同法案成立後に地方公共団体が策定する国民保護計画に各

地域の実情を反映させる方針を示した。首藤信彦氏(民主)に対する答弁。一方、麻生太郎総務相は、地方公共団体が武力攻撃事態を想定した避難訓練などにも国の負担を求めていることについて「財政措置を検討したい」と述べ、国費負担の対象を具体的に検討する意向を示した。長島昭久氏(民主)への答弁。

4月14日

東京新聞朝刊